

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令及び独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令の一部を改正する省令
 (国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令の一部改正)

第一条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令(平成十五年農水省令第二号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後		改正前	
<p>(業務実績等報告書) 第五条 研究機構に係る通則法第三十五条の六第三項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、研究機構は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、研究機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。</p>	<p>(業務実績等報告書) 第五条 研究機構に係る通則法第三十五条の六第三項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。</p>	<p>事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものでなければならぬ。 イ・ロ (略)</p>	<p>当該事業年度における業務の実績は、当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイから八までに掲げる事項を明らかにしたものでなければならぬ。 イ・ロ (略)</p>
<p>中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイから八までに掲げる事項を明らかにしたものでなければならぬ。 イ・ロ (略)</p>	<p>中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績及び当該業績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>	<p>一 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について研究機構が評価を行った結果は、次のイから八までに掲げる事項を明らかにしたものでなければならぬ。 イ 中長期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ・ハ (略)</p>	<p>中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイから八までに掲げる事項を明らかにしたものでなければならぬ。 イ・ロ (略)</p>